

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務審査料金規則

(目的)

第1条 この規則は、別に定める「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「規程」という。)に基づき一般財団法人ベターリビング(以下「財団」という。)が実施する長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務に係る審査料金(以下「審査料金」という。)について、必要な事項を定める。

(一戸建ての住宅の審査料金)

第2条 規程第12条に規定する一戸建ての住宅の技術的審査料金(消費税を含まず。以下、同じ。)は、別表1に掲げるとおりとする。

2 当財団で定める評価業務規程第7条第1項に定める設計住宅性能評価の申請と併せて、技術的審査の依頼がある場合の技術的審査料金は、別表2に掲げるとおりとする。

(共同住宅等の審査料金)

第3条 規程第12条に規定する共同住宅等の技術的審査料金は、別表3に掲げる基本料金を別表3に定める戸当り単価及び共用部加算額基本料金を加算した料金とする。

2 当財団で定める評価業務規程第7条第1項に定める設計住宅性能評価の申請と併せて、技術的審査の依頼がある場合の技術的審査料金は、別表4に掲げるとおりとする。

(審査料金の納入)

第4条 依頼者は、審査料金を銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

(審査料金を減額するための要件)

第5条 審査料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る技術的審査依頼を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写しが添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る技術的審査依頼を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写しが添えられている場合に限る。

- (3) 技術的審査依頼とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (4) 標準設計を用いた複数の住宅に係る技術的審査依頼が、一定期間内に見込めるときで、技術的審査が効率的に実施できると財団が判断したとき。
- (5) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、技術的審査を効率的に実施できると財団が判断したとき。
- (6) あらかじめ財団が定める日又は期間内に技術的審査依頼を行ったとき。
- (7) あらかじめ財団が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。

(審査料金を増額するための要件)

第6条 審査料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 別表1から4に定める審査料金に含まれない業務を実施しなければ、審査が行えないと財団が判断したとき。
- (2) 住宅以外の用途が含まれていることにより、審査に要する時間が想定している審査時間を越えるものとして財団が判断したとき。

(審査料金の返還)

第7条 納入した審査料金は、返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由により審査の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(附則) この規則は平成21年5月18日より施行する。

(附則) この規則は平成23年12月1日より施行する。

別表 1 一戸建て住宅の技術的審査料金

(単位：円)

審査区分	料金
法第 6 条第 1 項第 1 号関係の区分 (長期使用構造等の技術的審査)	44,000
法第 6 条第 1 項第 3 号関係の区分を除く区分 (居住環境維持及び向上への配慮を除く区分)	45,000
法第 6 条第 1 項第 1 号から第 5 号の全ての区分) (全ての区分の技術的審査)	46,000

・ 150 m²を超える場合、¥11,000-を加算する。

別表 2 一戸建て住宅の技術的審査料金 (設計住宅性能評価申請と同時に依頼する場合)

(単位：円)

審査区分	料金
法第 6 条第 1 項第 1 号関係の区分 (長期使用構造等の技術的審査)	5,000
法第 6 条第 1 項第 3 号関係の区分を除く区分 (居住環境維持及び向上への配慮を除く区分)	6,000
法第 6 条第 1 項第 1 号から第 5 号の全ての区分) (全ての区分の技術的審査)	7,000

別表3 共同住宅等の技術的審査料金

・基本料金

(単位：円)

審査区分	基本料金
法第6条第1項第1号関係の区分 (長期使用構造等の技術的審査)	30,000
法第6条第1項第3号関係の区分を除く区分 (居住環境維持及び向上への配慮を除く区分)	50,000
法第6条第1項第1号から第5号の全ての区分) (全ての区分の技術的審査)	80,000

・戸当り単価及び共用部加算額

(単位：円)

住戸数(戸)	戸当り単価	共用部加算額
~10	12,000	150,000
11~30	7,800	200,000
31~50	5,300	350,000
51~100	4,300	450,000
101~200	4,000	550,000
201~	3,800	650,000

- ・審査料金は、戸当り単価に申請住戸数を乗じた金額と共用部加算額の和とする。
- ・戸当り単価は、評価対象住戸数とする。
- ・戸当り単価は、下表の1プラン当たりの平均戸数に応じたパターン係数(0.8、1.0、1.2)を乗ずるものとする。
- ・1住戸当りの平均床面積が、100㎡を超える場合、戸当り単価に1.25倍した額を戸当り単価とする。
- ・共用部加算額は、評価対象住戸数ではなく、申請建築物の総住戸数によるものとする。
- ・同一申請の中に複数の構造的に別の建築物が含まれている場合、それぞれの住戸数に応じた共用部加算額の最も大きい額に他の建築物の共用部加算額に0.6を乗じた額の和を共用部加算額とする。

パターン係数(1プラン当たりの平均戸数)表

1プラン当たりの平均個数(X)	パターン係数	1プラン当たりの平均戸数の算出式(X)
10戸 X	0.8	評価対象住戸数 / 評価対象住戸プラン数
4戸 X<10戸	1.0	

X<4戸	1.2	
------	-----	--

別表 4 共同住宅等の技術的審査料金（設計住宅性能評価申請と同時に依頼する場合）

（単位：円）

審査区分	基本料金	戸当り単価
法第 6 条第 1 項第 1 号関係の区分 （長期使用構造等の技術的審査）	30,000	2,500
法第 6 条第 1 項第 3 号関係の区分を除く区分 （居住環境維持及び向上への配慮を除く区分）	50,000	2,500
法第 6 条第 1 項第 1 号から第 5 号の全ての区分） （全ての区分の技術的審査）	80,000	2,500

・審査料金は、戸当たり単価に申請住戸数を乗じた金額と基本料金の和とする。